

2023/2/10

組合員 各位

〒242-0029
大和市上草柳 1-4-9
[TEL:046-200-5388](tel:046-200-5388)
[FAX:046-2005389](tel:046-2005389)
神奈川土建一般労働組合
大 和 支 部

新型コロナウイルス感染症に罹患された組合員の方の各種お手続き・申請期限について

① 傷病手当支給申請書（建設国保用） ※2022. 4. 1～2023. 3. 31 までの罹患者が対象 申請期限は 2 年間

療養証明書に記載された日数に応じ国保より傷病手当金が振り込まれます。（登録頂いている郵貯口座に国保より自動的に振り込まれます）

② 保険料減免申請書（建設国保用） ※2022. 3. 31 までの罹患者 申請期限は 2022. 5. 31 まで

※2022. 4. 1～2023. 3. 31 の罹患者 申請期間は 2023. 5. 31 まで

新型コロナウイルス感染症に罹患した月から 2 か月間の健康保険料を減免します。（登録頂いている郵貯口座に国保より自動的に振り込まれます）

③ 傷病見舞金給付申請書（神奈川土建用） ※2023. 3. 20 で終了

療養の日数に関わらず 10 日分の給付分が分会を通して支払われます。（基本的には申請頂いた月の翌月か翌々月に、分会にお支払いに行った際役員から支払われます。

④ 組合費免除申請書（神奈川土建用） ※2023. 2. 10 で終了

申請して頂いてから組合費納入を経た後に、組合事務所より現金で支払います。（お手続き上少しお時間がかかります。支払いが確定した際は組合よりご案内を送付します。

減免や給付金がお手元に届くまでに一定のお時間を頂き誠に申し訳ありません。以上の点ご理解賜りたくよろしくお願い申し上げます。